第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　［略］

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条の4、第79条又は第80条　各本条の罰金刑

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第十一　実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	
（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）	
第四十五条　［略］	
2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。	
［一～四　略］	
（施設定期検査終了証）	
第五十三条　［略］	
2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。	
（記録）	
第六十七条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。	
記録事項	記録すべき場合　　保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録	
［イ・ロ　略］	［略］　　［略］
ハ　第八十条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。　　［略］
［ニ・ホ　略］	［略］

改正前	
（施設定期検査を受ける発電用原子炉施設）	
第四十五条　［同上］	
2　前項の規定にかかわらず、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた廃止措置計画に係る廃止措置の対象となる発電用原子炉施設（以下「廃止措置対象施設」という。）については、法第四十三条の三の十五第一項の原子力規制委員会規則で定める発電用原子炉施設は、次に掲げるもの（核燃料物質の取扱い又は貯蔵に係るものに限る。）以外のものとする。	
［一～四　同上］	
（施設定期検査終了証）	
第五十三条　［同上］	
2　前項の規定にかかわらず、施設定期検査中に法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合には、当該施設定期検査は、その認可を受けた日に終了したものとみなす。	
（記録）	
第六十七条　法第四十三条の三の二十一の規定による記録は、発電用原子炉ごとに、次表の上欄に掲げる事項について、それぞれ同表中欄に掲げるところに従って記録し、それぞれ同表下欄に掲げる期間これを保存しておかなければならない。	
記録事項	記録すべき場合　　保存期間
一　発電用原子炉施設の保守管理記録	
［イ・ロ　同上］	［同上］　　［同上］
ハ　第八十条の規定による巡視及び点検の状況（法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受けた場合の廃止措置対象施設においては、巡視の状況に限る。）並びにその担当者の氏名	毎日一回。ただし、法第四十三条の三の三十三第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出した場合における当該廃止措置対象施設に係る巡視にあっては毎週一回とする。　　［同上］
［ニ・ホ　同上］	［同上］

第81条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

二　［同上］

三　第77条（第1号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第78条（前号に掲げる規定に係る部分を除く。）、第79条又は第80条　各本条の罰金刑